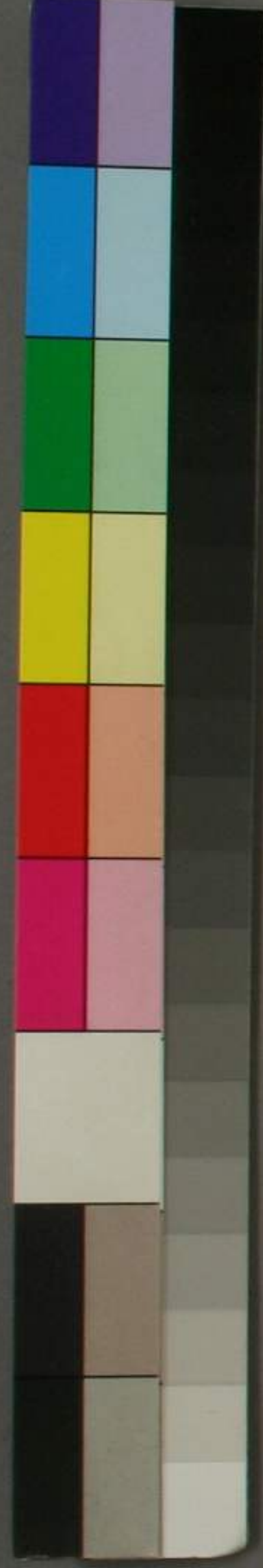


洲國起原

伊 5
2110
26



特
2110
26

開國起原卷二十五

開國起原卷二十五

兩都兩港之延期

萬延元申年六月廿一日對馬守殿英國之ニ
ストル、アールコックは此對話ノ節始而延
期ノ由談判者之佛國ニニストル、ベレクル
白同年八月廿六日此同人此對話ノ節此發
語者之其後進々各國公使は此引合此座候



而文久元酉年五月中佛國帝は在佛國書べ
レクルは之書翰を以延期に候は仰遣は
事 外國方留記

文久二戌年正月廿二日大和守相渡

外國奉行に

覺

兩都兩港延期に候奉國よりハルリスは委任
有之候由先頃對話に節申す其後何共不申す
候英國より返翰着に趣に付何きも内ハ

海舟書屋

ルリス方は相越換松兼武候松可江致は事

兩都兩港延期に候に如何に兼候至ハルリス
答右に候に兼々厚相心得居候處既此程中
ツクとも申越候こと英奉國よりコツクは右
に候に委任以ふに候趣に付以つて右國に申
合は答可申上は得共ハルリス存寄こと此談
に通延期は受合可申上は存候間此安心可有
之旨申居候左右に候に付魯國コシケウ井チ
も近日に内横濱に來り相談に積故右等相談
相揃以上は而此に候受て可申上は以つて是も

右濟候相可相成と申居候

右之人拂之致度申出は間詰目付十太郎并
通詞多吉郎と外相拂談仕候

大久保越中守

同年二月廿日對馬守宅こゝろて大和守之ニスト
ル、ベレクルと對話

一西都兩港延期く俄急而此談判有之候得共新
馮く處と只今く姿と此据置は成候とも宜敷
大坂兵庫く方と是非共此用き無之而く不相

叶儀と心得申候を其段と英國アールコツク
も同意以ふし居既小過日も同人より右に儀
相願候事此採用無之甚く残念存は去此に
前候方より延期周旋く俄私に段々此頼り次
芽も有之候間専ら心を盡し居夫小舟私存附
はる自國政府は此為對何と致此許く廣有之
候ハ、夫小對し延期此談判く此趣意も換通
呈可申哉と存は右替りと申譯こそ無之候得
共此方より相願は廉此差許は成は候も有之
はり、夫小舟此談判く此都合にも相成可申

存候其箇條式之條有之先第一二之夕
 一此紙受候之付助成金と一七同人に式千弗
 口レ口召遣支那人横死致一候之付同防千弗
 都合三千弗此也一可被成候左之れ八河國政
 府之治外歩且延期此談判之此都合二も可相
 成間何卒申立通此遣一在案此致度存候且
 兵庫大坂之弥此用難正成此見込之候哉一旨
 申出

此方

一兵庫大坂之候之當時人心不居合小之何分難

海舟書屋

開候得共居合相附次芽更々所置及此候積り
 之此將助成金之候十夕一此申立通成千
 弗差遣一可申候得共支那人之先頃百兩遣
 一是此候也者之候間猶百兩相増額合式百兩
 之致一是是可申可取之者之此得共其許申步
 一之、趣も心之存候留申立通都合三千弗差
 遣一可申此之付何也小も延期周旋之候之頼
 入候皆此談有之候

酒税之候之付評議仕申上候書付

各國稅則之内蒸溜或之釀一種々之製造一切
之酒類之都而三割五分之運上相納之處此度
佛國公使品々申立之趣も有之勘辨仕以交元
來酒類之無智之者若多く買求之由先外品
より高税之致し置以候も若國法則之由兼
々兼居候時之酒類之佛國之而専ら製出之品
故申立以候之も可有之哉被存以由去西都支
港延期之由條約之動以候之も有之候間酒稅
之候も一概以候之も相兼兼可申哉之付西都
西港延期兼知之候ハ、右延期年限中之酒

海舟書屋

稅一割以下ヶ被遣裁割五分之被成並以由沙
答正遣以而可然哉奉存候大目付法目付之異
存之付相除私共評議仕此段申上以以上

二月

寺社奉行

沼田定奉行

外國奉行

沼田定吟味役

譯文

皇帝殿下の外國事務宰相小治ては日本使節

と應接の時高議したる趣を盡く兼知たり
 宰相使節と合議せんが為江戸條約不記名
 したゆアムバサトールと其局ふて専ら日本
 乃事を取扱ふ役人ふ任したる宰相の存意ふ
 冬 大君乃使節ハ 皇帝政府に請求する事
 を隔意なく打明ふ而已ふら以又二三様の
 取計方と以て取替とち其利益と述より右ふ
 付 皇帝政府ふ於て新潟港兵庫港及江戸都
 大坂都を用くを尚暫時延引せんと約束すは
 ふ異存なくと使節は打明たり

日本使節此の如き懇篤の挨拶ふ返答する
 延期乃時限七年以下ふて兼兼知難くと云
 應るハ宰相ふ於て嘆息せり右の返答振其外
 我輩の條約と施行を此事ふ関りなく諸個條
 ふ附き使節の述べたる所を全く江戸ふてヂエ
 センデベレクル君は告述せは事と同一ふ
 て徒ふ日本政府ふ於てハ一國ふて條約の記
 名を以時々心之を守ふべき事と了解せざる
 乃證る而已ふて憐むるに事あり
 日本政府右の事ふ付而も國難ありて無接事

を

皇帝政府に於ても知る所あり是外國事務
宰相の使節に告ぐ若此方と請求を許さば日
本政府の望む所も明に告げらるべしと云た
る所以あり

又皇帝政府を日わと條約と取結ぶに他乃諸
國と謀りて日本政府の企望と許しを履き法則
を立置し

皇帝政府を條約を施行せらるべしと廢すは事あり付
江戸におふガエセンデベレクル君に告げた

此諸個條を再び揭示せん事を取極めたま共
大君の使節ハ 皇帝政府の日本に係りたる
良策に從ふとを許さば

是故に外國事務にニストル 大君乃使節に
言んと決しし即國帝の政府ハ江戸に在り
其使節の是きての如く日本役人より惡意守
護を受る事と許し能はる又チエセンデベレ
クル君を條約中不定む如く全日本中と自
在平安の旅行を能はば此と云事と許し能ハ
此又外國事務にニストルガエセンデベレク

ル君の乞ひたる二個條乃償金を得んと欲し
 外國事務之コストル更云今佛國政府條約中
 の定則を未だ實に行ハざる事を許さざる其
 補とあるべき約束を設くべき
 第一は江戶不在佛國の使節固く居住を
 爲さざる地方と許さざる事並曾て横濱にて
 取らざる地方を大にすべし次は對馬中一
 港及朝鮮の日本政府に屬すべき諸港中一
 港を開くべき事或は兩國の産物を積貯し交
 易を爲す乃便宜を得べき事あり

佛國帝の外國事務之コストル謂はらく交易
 の事小係りて是條約小従ふ事甚十分おらば
 とあり○故に條約を破るべき重き件々を左に
 述即條約を佛蘭西臣民に日本人より其買
 人と欲すは諸品を自在に取り又密買小あら
 ざる商賣品を總てを輸出し得べきと雖も蘭
 及び蠶の卵を外國商人に賣ふ事と日人小
 禁たり條約第十四條を總て外國貨幣
 を同種の日本貨幣の量目と較べて其量目乃
 價を以通用と爲しとあり然る共トラルを

壹分銀小引替ふ小其直價より遙小賤しく相場を立ふ松日本の役人取扱ふ事

條約第八ヶ條小従ひく日本小住居せふ佛蘭

西人より日本乃人民を使ひ且法律小て禁せむ

係事小總之を役係を請ると云ふと以て

とも日本政府の小船を歐羅巴人用ゆふ事等

小就きて乃法

神奈川小あが歐羅巴人の商賣并條約定先候

如く周圍十里内を旅行する事に妨とあり

佛蘭西人居留地より周圍小溝渠并樹墻と造り

海舟書屋

て日本人と歐羅巴人と乃關係を妨くる事

此三條と條約第三ヶ條と忘却せふなり此書

中の箇條と

國帝乃外國事務にニストルより 大君乃公

使の賢考小備ふ

佛蘭西都府出立英國都府着御國書

差出方等相濟に儀に付申上は書付

竹内下野守

松平石見守

京極能登守

萬而被仰渡候は趣意の件々佛蘭西國於て追々談判及び趣ハ別冊對話書を通て而語り各國兼知し上之無之候而も疑々決答難仕段申す専ら英吉利和蘭の打合せ應答及び候趣之相聞佛蘭西於而迎も一定に決議に至り兼候之顯然以多し居取話逐一談及び而も益々辯論而已之趣之却て自余國々々辭柄を豫先為設候極く場合にも至り可申相見へ幸同國の各國巡行後再渡以多し順路の儀にも此度候

海舟書屋

間談判筋半途して見切別紙に趣申残し去ル朔日パレイス出立同國カレイの泊翌二日ロンドン府に着仕候然ル處同國女王儀先達而プリンスソルト塔と申者死去以多し右以來スコットランド別宮に籠居由改向て都而こストル共仕任せ置更小國事も携り不申乍去私共着府に段に一應申遣候様共素より面會を相訪勿論

所國書等ハ請返可申旨に越候段外國事務執改リツセル申すに依て右に聞候通取計昨十

一日

漸國書并被遣品等相渡し口上し趣を伺濟し
趣を基き別紙案を通取直し申達候依之右口
上書寫并談判向往後書面三冊對話記五冊相
添差上申候此段申上候以上

戊四月十二日

口上書案

今般某等我日本大君に大切外に使命と為り

海舟書屋

女王殿下小拝謁せ人為め来着せり抑往年結
盟以来兩國に交誼愈篤し故今某等として其
親書と贈り其誠意を陳述し猶更舊約を固ふ
せしむ殊ふ今般貴國に軍艦少て某等を送迎
せらるゝ候厚意満足し趣を伺すはきく大命
を奉せり偏ふ女王殿下に安寧國民の幸福
を冀ふ

前略英國着し上義し候時佛國之而西港
兩都に談判致候答遅々致し趣を英人心得

居申候間都而相尋に委佛國よりテレカラ
フを以相談に越し由に治産候右松に次第
に付勢ひ盛んふ御事と相見申候何卒英國
小て程能申談取纏に度祈居に去右に次
第に付最早英に而も百も兼知致居定而種
々々釣と取らま可申哉と大望と申出候
振致度と祈居に成丈損と不致益以得に松
取計に度と工風配慮罷立候何分六ヶ敷摸
振に而痛心取立候

治用状に而申進に通し昨十一日 所國書渡

方相濟右跡に而先方より治引合に候も有
之に得と来に十八日都而治談判可仕者申
聞候間少々引合度殿も有之に段申少置候
既小先方より從にに程に候に付定てコッ
クも里も申越に次第可有之種々難題困苦
に事共引請可申哉と心配取立候併如何振
ふも精力と盡し勉強仕候心得に治産候兩
港兩都に候に心付も相止に談判より
力を盡し治り纏ま可申に今より十ヶ年
延期ハ是非共取纏度祈居候併十ヶ年延

期之而之涉趣意通りも無之恐入り得共
何分外之手段も有之間敷見込存立候旨之
代之定て何款釣を取ら可申痛心致居
候猶追々談判之摸振之可申進候是迄之儀
之對話書之而汝兼知可被下候前文之趣之
治尋之節可然振被仰上至可下下候猶期後
便之時之恐惶謹言

四月十二日 認

石見守 印

下野守 印

伊勢守 換

海舟書屋

淡路守 換

近江守 換

隼人 白 換

越中守 換

山城守 換

駿河守 換

尚々拙者共初支配向之至迄何も相替儀
も無之旨俾出安意可成下候。佛國互
留中每度之振芝居に引出され之之弱
更切申候度之及跡無是非佛國之而兩度

見物居越中候都而談判向と引るつくと
かくと遊歩且芝居等に出し申候芝居
と勢少淡少のハ此兼知し通り言葉ハ更
小石相分聊旅中し慰しり却てくろし
と相成叔々迷惑至極し事共此笑案可被
下候英國之而之所々被相招うしめん
羊く對食而已何國に居越候而も更こく
るしみのとて而背散聊も各此度候困苦
此憐案可被下候怨々

文久二年壬戌五月九日（西曆一千八百六十二年）第六月
六日）於倫敦調印

覺書

日本國內小外國との交際を害せふ一黨あり
其逆意を為

大君及其執政と日本と條約を結し外國との
交誼を保通しつとと思えり是故日本に留
る英國女王とニストルと大君と執政
より告げ女王と政府と大君より英國
に遣ハセ使節より報告したり

女王の政府ハ此報告を熟考し下に記したる
取極を以千八百五十八年第一月廿六日大不
列顛と日本と取結ぶ條約の第三條中
事と執行を以千八百六拾三年第一月一日
より第一五年の間延び事と兼諾せんと預定
せり右條約第三條中不列顛人を爲千八
百六拾年第一月一日より新瀉或ハ日本に西
岸にあふ他乃相當に一港を開き千八百六拾
三年第一月一日より兵庫に開き且不列顛人居
留を爲千八百六拾二年第一月一日より江戸

府を開き千八百六拾三年第一月一日より大
坂府に開く事と定めしり
英國政府日本に執政ふ今其國にあふ逆意の
ものを鎮む爲要せず時限と將と一先人の
爲條約上當然の理を枉く此大事に容れせんと
思へり然とも英國政府を
大君及其執政長崎箱館神奈川港ふ於て右
の外條約中取極を嚴密に施行し且外國
人を擯ずる古法に廢し純中左の件々取
取除くし

第一 千八百五十八年八月廿六日之條約并
 十四ヶ條之基き商物之諸種と日本人より外
 國人の賣渡るる員數價之事を以是を拒む事
 第二 諸職人殊に工匠船支船艀傭支事を指南
 之海人及從僕等其名を拘り以是を雇ふ事之
 自是を拒む事
 第三 諸大名其産物と市場を送り及其自家之
 人を以直に是を賣を拒む事
 第四 運上所之役人及他之士人之中賞を拒む
 存意ありて彼是事を執り拒む事

第五 長崎箱館神奈川港に於て外國人と交易
 之海人自身之限程を立て之を許を拒む事
 第六 日本人と外國人之間に懇親之徒から勝
 手之交を拒む事
 右之取極を素より條約よりて
 大君及執政之守遵るべき所なれば若此取極
 を嚴密に守遵せしむ時を英國政府上より述べ
 らるる千八百六十三年第一月一日より算す此五
 年之期限内何時に而も此書が載る港都の
 事之付多る允諾を止免千八百五十八年第一八

月廿六日、條約不あふヶ條と違延せ以盡く
施行し上言ふ所乃港都を英人の交易居留
く為小開く事成 大君及其執政小使之乃
理あふる

英國女王の差遣きたる 大君は使節ハ日本
歸國し上外國交易く為小對馬の港を開く所
置且利益あふ趣意を 大君及執政小使し此
處至冬日本の利益出現小進歩せしむるの舉ふ
且使節より説述し 大君及執政小使厚意
を歐羅巴人民小示し日本に輸入せふ酒類く

税を減し玻璃器を五分税を収むる諸品中小
加入を海を許して日中と歐羅巴と乃交易を
盛ふせんと欲す用意あふを示さしむるし此
舉よりして條約取結く節異念せしを補ふる
し使節尚 大君及執政小使濱長崎の酒屋を取
建りし所置を上告しし此納屋を陸揚を於荷
物以日本士官の取締りて預り重輸入主甚荷物
く買受人を得輸入税を拂ひ之を他所小移その
用意あふまで是税を拂ふ事なく入る為なり
英國女王の外國事務特派セクレテリ

大君之使臣共此覺書小記一此書とセク
レテリ一より冬日本在留之英國女王之公使
小送り使節を望む 大君及執政小送り千八
百六十二年正月六日双方にて協議せる證
とき

行内下野守 花押

松平石見守 花押

京極能登守 花押

イール、ルツセル 手記

海舟書屋

英國龍動府あるて使使之者取極に

覺書之儀之付評議仕上書付

外國奉行

歐羅巴各國に被差遣候使臣之者英國都府に
ありて同國外事務大臣と兩都西港法用延期
之儀談判之砌右延期之儀兼引以爲候上之
その代として西法仍可相成六ヶ條に申立并
對馬馬酒港酒玻璃器輸入税減方エントレ
ポット取建方等々歸國之上政府あるて高誠
可省之積業諾之趣調印以たり爲取替の覺書

一七〇
一廣々一覽勘辨仕候處前六ヶ條之何是も此
條約中小籠居候趣意也て第二條之即此條約
之第八條第一第一之第四第五條も是亦此條約
之第十四條第六條之別段此條約中明文無之
候得共和親全辭之主意もて既小亞米利加神
奈川條約第一條之掲載有之也と一致之趣意
之此症候間改而申出候筋も無之間兼諾之
上調印以之候廣々強而不都合之筋も無之
以得共一辭外國交通貿易此取開相成候
物貨拂底人心不折合内外此不都合不也候之

付各港おるて各權直之扱を以其中間之介り
之心を以取扱来り候事件多分有之就中貿易之
上之往々此症候事之而今般彼方申立中一三
四五之條も悉く右等を申出以事之而元之此條
約面通之可置之無此症候故遲速之此症候共
此改革不相成而之難叶筋之此症候間今度約定
調印之上之是非とも此改正可相成候殊之全權
委任之命を以沙使として各國之器越候も乃
是其者之威權不相立以而之此國政府不此威
權之筋之相當り將使節之約束仕以事件共

後之至り變替此度以而之此使に證ふに八句
論以後何れに此掛合首之此使被差遣はとも
各國に而て自然信を取候事少く被仰是候次
第も摸通し兼候に可相成哉被存は間假令少
く此不都合此度はとも約定通し此取可相
成筋に此度候要前文に儀はつまこも此改正
可右条に條に此度候上り然然約定通し此施
仍可相成事に此度は滑共右等取極方は實地
に勘弁に各之而て難に分筋に付六ヶ條此施
行振に儀に三港奉行見込に此任に被為是是

迄に取計振相改候に被仰渡可然奉存候其他此
條約面新鴻或冬ニツホに西海岸に而て一港に
用い候に當時延期に談判相整居は將共始終に
是不相案との譯に之至り間敷候書新漏に儀に
海口遠淺に而船繋り不直彼方望に不應候も何
迄も他港相願可申は間右に延期年限以前此
方に於て此不都合等毎之場所萬に取調置右年
限に至被方と打合此取極首之可然且又對此此
國港に儀に當二月中立合後々一同申談中上置
候通英魯相争は云々事情は互に目かけ居是

候儀之付萬一之候此症の節之如何可有之哉
深く心配仕候之付各國之為此用相成各國人
居留仕候時之彼之相争の處より却て相制し
候姿之在來後來之為多少之此都合可成哉
之交西洋各國の爲てニツポニと相唱候之奥
羽之防長迄を槩言仕候名もて四國九所を除
き此事之付對則此用相成候とも此條約面と
之相違以て之居候間右を以て取替相成此事
ハ不伏を可申立哉之候一其右之彼出之心得
近ふて於此國古旅區別相互居候儀之無之上

と素より對則之此條約外之儀を彼より申立候
筋之付同所此此用之と兵庫を此鎖港大坂に
高賣を為す間小の之逗留ととの二ヶ條此相除
免く旨及應接を兩所とも初案亞國と此條約及
談判の初も此用難相成旨再三對話有之京師を
用候儀并外國人日本中旅外等雅は差免廣
々之換無播御免之相成候事之付必兼伏可致
との見据之無此症候増共對則之儀之前書之
通彼之各國に對之意味合も有之殊之此條
約外之儀之付應接之辞柄も有之候間何事小

也再三申試若難整候、兩所之此條約通、
之、以、多、一、對、所、を、法、用、古、代、り、西、海、岸、に、於、て、一
港、に、用、之、候、法、差、止、之、積、蓄、而、以、治、定、相、成、居、候
ハ、ハ、兩、極、之、内、以、以、之、款、相、整、可、申、哉、其、上、此、後
京、師、之、以、摸、振、次、第、猶、以、都、合、宜、方、之、應、接、も、出
来、可、申、在、然、此、法、應、接、之、最、早、以、取、戻、之、之、相、成
不、申、不、容、易、事、柄、故、以、使、歸、國、之、上、見、込、之、も、萬
々、以、尋、首、之、法、決、至、以、度、候、方、可、然、將、酒、玻、璃、器
等、減、稅、之、減、之、僅、之、年、期、之、も、以、度、候、間、稅、則、再
議、之、節、迄、以、据、至、相、成、以、事、相、當、之、筋、之、以、度、候

將、共、當、節、生、麥、一、條、振、之、英、國、人、之、勿、論、外、亦、人
と、も、一、同、所、國、政、府、之、も、和、親、永、續、之、以、趣、意、不
被、為、立、哉、振、疑、慮、在、立、候、振、子、之、も、相、見、一、候、新
聞、紙、其、外、風、說、等、も、免、角、不、穩、相、步、一、候、間、即、今
減、稅、之、方、之、以、治、定、相、成、候、將、ハ、貿、易、以、取、編、立
之、和、親、永、續、之、思、召、以、度、以、之、乃、事、彼、方、に、貫、通
以、之、一、候、一、證、と、も、相、成、騷、立、候、人、心、取、鎮、方、之、
一、助、之、可、相、成、尤、右、之、り、輸、入、品、多、分、相、成、候
將、之、以、入、箇、相、減、以、延、亦、も、ハ、之、申、間、敷、間、稅
則、再、議、之、年、期、等、之、拘、泥、不、致、早、々、減、稅、之、方、不

治定相成可然哉エントレポットく俄小至
里候而く先般荷蘭公使の長崎條約廢存く廉
々申出候砌沙返簡を以被仰達り續り立合後
く中談評談申上候趣も省之愈取立り續り
治是候ハ、巨細くも順に尚各國官吏等にも
打合し上取調申上候程可仕奉候依之此段
申上候以上

戌九月

佛蘭西國談判向く俄く付差越り廉書蘭文

海舟書屋

譯寫

千八百六十二年十月三日

エストルツァ子ル人佛蘭西の軍艦日本の諸
港へ入るを止むふに同意を不能に以但し
此艦を入港をふふにき自由なくして右の
諸港に入らふを無きものあり
エストルツァ子ルを江戸逗留の國帝乃若代
との同意ふて不作し時ふ當りて食料輸出を
暫く廢するに同意せんと思へる然れども
此國帝殿下のエストルツァ同意し定めたる

時限のこわり

貨幣通用の事

エストルツプ子ルを此の如く大切小く
且つのみ入たる事を志つと取極むふと能く
以然る事も其同職と程よく相談乃後江戸小
立不佛蘭西公使館小報告し公使館より大君
乃宰相と談し右の事に就き適当せよと思ふ
ふふと小同意を極し

真譯 レオレイエル手記

海舟書屋

戊戌八月九日

佛國於て為取替ひ覺書寫

覺

安政五年九月三日即千八百五十八年第十
月九日條約中兵庫并新瀉港若くは同港小
代付つき西海岸一港と江戸大坂府と開く
時限延期の事と江戸在留し佛國ニエストル
小属々報告せし事情を今般
大君に使節より佛國政府に説明せし

日本政府於て右ノ港都ニ用ク規定ト直チニ
取行ハ小意アリト以テモ黙止カレキニ故
あふを以テ佛國政府ハ好意を以てあふを
諒察セ且然キとも佛國政府ハ數箇條ノ約束
ト定められハ右重大ノ事ヲ兼諾スル能ハレ
右ノ條々佛國政府ハ條約第三ヶ條ノ規定を
施行スル事ヲ千八百六十三年第一月一日ヨ
リ五年の間延引スル事ト下に載スル所乃約
束を以兼諾セリ但シ其條約ハ由キハ左のと

第一 佛國ノ貿易并佛國臣民ノ為メ新
若クモ西海岸ノ一港ヲ千八百六十年第一月一
日ヨリ兵庫ト千八百六十三年第一月一日ノ
開ク事

第二 佛國臣民貿易ノ為メ江戸府ハ千八百六
十二年第一月一日ヨリ大坂府ハ千八百六十年
三年第一月一日ヨリ居留ト許ス事

右ノ期限ト延引スル事ヲ兼諾スル上モ
大君并執政ハ於テ其條約中其他箱館神奈川
長崎諸港ノ規則及交易ノ寛裕ハ屬セズ規則

を施行す所に注意ありしと佛國政府を心
得し

日本政府ハ其趣意ハて外國人と擴充す所高
法を廢す

佛國之ニストル自由乃交通ニ付從來ノ障
碍を除く

之ニストル其當然ノ理を以江戸横濱等に
平穩ニ居住す

條約第八ノ條ニある交易ノ寛裕ニ妨ある事
ハ除く

海舟書屋

外國人をして日本政府乃船を用ひし
て外國人の求むる端舟舟師職人傭夫或奴僕
等を用ひし自由ならしむ

日本諸侯の人民として其産物を互市場へ送
輸する事ニ付妨あり

箱館神奈川長崎に於て交易賣買するもの、
身分と限らるる

運上所或は其他の役人此謂をなき求ノを許
さるる

開港場并條約中限りし場所中ニ於て佛國臣

民交通の自由を妨げずは
 佛國人の許したる場所の周圍に條約の背き
 其のニストルと談判かくして藩籬或は堀を
 設く處から
 前條の件と約しては以て人々双方臣民
 の引合及所置の自由を妨げずは
 此約束を別條約の西小從事するもの外れを若
 しは是に遵奉せざる時を佛國政府此書中載
 する所乃兼諾を廢し時日小拘らば五年の
 期限未^満前小條約の明文小より西都西港を開

海舟書屋

き其他の諸規定を取らば事と使は
 大君乃使節を佛國政府の兼諾小報人為歸國
 の後外國貿易を為對馬の港を開くを佛小政
 府より可なりと請ふ旨を 大君及執政に必
 言上する一且つ使節を前条に次第より佛
 國産品租税を為日本小於て用ひ難きもの
 其税を減らしき緊要の旨を必
 大君并執政に言上する一右の酒并佛蘭西製
 の品小して税額減一方の事を佛蘭西のニス
 トルに日本小於て治定し蘭及蚕と外國人に

日本人より賣渡さとも不差留に佛蘭西政府
の請求を使節より同様に日本政府に報告を
し且交易内容易さる為ノ高物と諸税なく
買人あふまで蔵をへきアニテホー或ハ納
屋を取立ふ事を使節より日本政府に建白を
爲し

大君の使節佛國帝外國事務執政互に此書に
押印し使節よりを 大君及執政に佛國政府
より呈進江戸に留しニニストルに文久二年戊
壬八月九日即千八百六十二年第十月二日於

海舟書屋

巴里新確定せし證を報告を爲し

佛國於而為取替に覺書蘭文譯

覺

千八百五十八年第十月九日之條約より兵
庫新鴻若しく之を代ふるに日本より西海
岸小あふ一港并江戸大坂府を閉く為め取極
多ふ期限の延期を得ん為先江戸小あふ國
帝にニニストルに^原報告せし次第に國帝
に政府に 大君に使節説明せし

先小述及一港都を開くの規定を直小取約ふ
小日本政府よりなるて厚意ありと以てとも難
事何れと以て一取を以て國帝の政府八日如に
對し常小好意を抱き曾て為せし如く今於之
を改涼案を以て否す以て〇然もこの國帝政府
小於て是請ふ如き重大の許容を若干の約束
を結ぶとして是を兼諾を不事能ハさず事必
せし

之小由て國帝の政府八千八百五十八年第一
月九日條約第三條の規定を施行するを

海舟書屋

千八百六十三年第一月一日より五年の間緩
延を以て唯下小記せし約束を以て兼諾する
を決せり但し其條約小據は八日本政府八次
乃如く為すべきあり

第一 佛蘭西貿易并佛蘭西臣民は為新浮或
ハ日本西海岸小於而他に一港を千八百六十
三年第一月一日を以て開き始むし且兵庫を
千八百六十三年第一月一日を以て始む事
第二 佛蘭西臣民貿易は為千八百六十二年
第一月一日を始めとして江戸府小千八百六十

三年第一月一日を始として大坂府小居留を許
す事

右期限を延ぶる事と兼諾する上を大君并執
政小於て愈條約中其他の諸規則箱館神奈川
長崎港の規則或ハ交易の寛裕小屬せる規則
を正しく施行するに注意す一一三國帝政府
ハ心得應さる理あり

其趣意して日本政府を外國人と攪存する舊
法を廢す一一

佛蘭西のニストルに自由の交通小弛き是迄

海舟書屋

あり一障礙を除去す一一

彼をして江戸横濱小於て其當然の理あり如
く平穩小居任せしむ應し

條約ハケ条り定めぬ故にとき交易の寛裕小
妨あふ事ハ除く應し

外國人をして日本政府の將を用ひし先立
て外函人の要を應さる端舟船主職人傭夫或
諸僕を用ゆる小自由ならしむ應し

大名の其臣民をして己事の産物と市場小齎
らし鬻く小今より妨げらるる應し

箱館神奈川長崎に於て外國人と交易せる人
 乃身分を今より限らざれば
 運上所或は其他後所の士人の謂まふき求先
 を許さば海陸
 開港場并條約よりて既小使小限りし場
 所中小於て佛蘭西臣民の交通乃自由を妨げ
 ざれば
 條約の意小背き佛蘭西より許し多ふ場下の周
 圍小佛蘭西名代と談判ふくして藩籬と作り
 或を堀を設くべからば

海舟書屋

約して之を云ふ小佛蘭西人日本人との間の
 引合及所置の自由と障礙をいさむ数を用ひ
 或を之に好とせさふ
 此規定ハ既小千八百五十八年之條約より
 て互々之約束小従ふもの外を若是と遵奉
 せざるべきハ國帝の政府直小此覺書中載
 ぶ所の許容改廢せざるに何時小ても緩延
 せし五ヶ年之期限未滿前條約之明文小頼り
 新瀉兵庫江戸大坂之港都を開き其他の諸規
 定を正しく取行ふことを促すべし

佛蘭西國帝ノ信書ヲ讀セシ大君此使節ヲ亦
佛蘭西政府ニ兼諾セシ所ニ報人爲其日本ニ
歸ルノ後大君并執政ニ對馬ノ港ニ外國貿易
乃爲開クハ佛蘭西政府ヨリ可外生ノ請ク於
旨を必報告ヲ爲シ且使節ハ前條ニ次弟小
至佛蘭西國産租税ニ爲日本に於て用ひ難け
之を其税を著しく減少トシキ乃緊要ナル旨
を大君并執政ニ必報告ヲ爲シ○右ノ酒并佛
蘭西製ノ品専らヨシテ其税額減一方ノ事ハ
佛蘭西ニニストルニ日本に於て治定トシ

○使節ヨリ猶蘭及蚕を外國人ハ日本人ヨリ
賣渡スとも差留ニ於テ佛蘭西政府ニ請求を
日本政府ニ必報告ヲ爲シ○且大君の使節ニ
交易を容易トシ爲ノ良法トシテアンテレボ
一或ハ納屋を取立ノ事ト必日本政府ニ建白
トシ一其納屋ハ高物ト諸税亦く買人亦亦返
て藏ト爲シ
佛蘭西國帝ノ外國事務執政大君ニ使節相互
小此覺書ニ押印ニ此覺書ハ國帝ニ政府ヨリ
ハ江戸ニ於テ國帝ノ名代ニ報知シ日本ニ使

節より大君并其執政小千八百六十二年第
十月二日巴里斯にて為せし所置確是に證と
して報告を爲し

戊八月十九日

魯國於而為取替の箇條書

箇條書

日本大君殿下の使節其政府より魯西亞政
府と談判可及者と命をたらまたふ趣を同政
府の外國事務にエストルに陳述しし事

海舟書屋

第一兩國取詰結いたる條約第三條及六條小
載は海峽の兵庫并日本西海岸の一港及江
戸大坂兩府を開く事を五十年乃同(千八百
六十三年第一月一日より算)延引せし事

第二カラフト(サカリニ)鴻境界と定むる事

第三日本政府於而貨幣改鑄は此事但未來に貨
幣を分銀を貳朱と名付ふ貨幣に改鑄し其
二箇の價をメキシコトルラルを枚に當り
其八箇の價を小判を枚に當りし
右三ヶ條双方交渉小商量談判して左に通

決定せり

第一兩都西港開市延期之事

日本政府乃難事を寛くし、亦為魯西亞政府於
て冬一切の事件ニ付勉めて懸念の好意を表
せん為、先五ヶ年の延期を承諾し、在外國政府
於て右に延期を承諾せざる歎或を其代と
て新外債免許を得る迄或を條約中変更する
事あるに於て魯西亞國於ても同様に免許
を受く應し

第二カラフト(サガリン)鴻境界所極之事

海舟書屋

魯西亞政府於て此島に於る境界を定むんと
乃談を承諾せし然も其日本政府より其境を
取極先人と切小求むるに由て魯西亞政府を
其馮述傍の惣督皇帝殿下にスツト隨從の
コントルアドミラル海岸諸洲の軍務奉行
シペリール海軍隊及太平洋諸港の指揮官兼サ
ガリンを支配せしへールカガケウイツチに
要用の全權を與ふ應き、昔條約せり○コント
ルアドミラルカガケウイツチを時宜次第
箱館に留コンシユル乃取次ふて日本政府に

委任乃人と右の事小付面談を爲し

第三貨幣改鑄の事

日本政府於て此事ハ必要小して且外各國政府於ても異存なき上是魯西亞政府於ても兼引せんとす故に魯西亞政府ハ箱館に留しコシエル小此會議結局より全權と共に爲し

前小載る所の件々双方信實小決定したる證として魯文の方向に魯西亞の副カンセリール名官ホルストアレキサンテルコルチヤコフ名爵人

海舟書屋

日本文の方向に日本大君殿下の使節押印し各通小蘭文譯を添籠譯せふもの印を調して互小證と爲し

文久二年戊辰八月十九日即アレキサンテルニコラウイツチ殿下即位の筈八年千八百六十二年八月三十一日於此特堡

魯國於て為取替候箇條蘭文譯

箇條書

魯西亜帝府小来まふ大君殿下の使節日本
政府より左件を魯西亜政府と談判せしき
旨命せらまたる由を外國事務ニコストル
職に述べたる

第一魯西亜交易く爲免兵庫港日本島西岸く一
港及江戸大坂府を用く事小宛き千八百五
十八年八月^{十九日}七日魯西亜と日本と取極めた
ふ條約第三及第六條を全ふるを五箇
年(千八百六十三年第一月一日ト算)延引と
ふ事

第二廿カリシ(カラフト)鴻小於て境界を定むる
事

第三日本小於而新ふる貨幣制を建る事但是近
五来く貨幣壹分の代りニ貳米と名付る貨
幣を新小製し其二箇の價をメキシコトル
ラル壹枚小當り其八箇の價を小判壹枚小
當ふる

大君殿下の使節と外國事務ニコストル職
と談判して此ニテ條を綿密小商量したる
○此談判して双方左ニ通決定したり

第一交易の爲先都港を開くを延

引ふ事

魯西亞政府と日本と對し最も厚き好意を表し且日本政府の難事と寛くを体し先魯西亞政府と異ふ事件ハ勉て之を行ハんと願ふに心底して五ヶ年乃延期を承諾を然る共日本政府より他の歐羅巴各國に其事ハ純き請求し其一國開港延期の爲め変革を兼引せざるを或る其代として新に免許改増或は互來し條約ハ於て變事^革をふりあらハ其時ハ至

海舟書屋

至魯西亞國と而も他の國々は與へたる免許を同程に受く應し

第二サガリン(カラフト)鴻境界取極し事

魯西亞政府と日本使節より此島ハ互に境界を定めんとの談を兼引せし然れども其境を定めんとして日本政府より切ふ求むる自由て魯西亞政府と其附近傍地方乃總督皇帝殿下乃スツート隨從の乃コンドルアドミラル海岸諸島の軍務奉行シヘリ海軍隊及太平洋諸港乃指揮官兼サガリンを支配せしヘールカサ

ケウイツチに要用の全權を與ふべき由と約
たりコントロールアドミラルカサケウイツチ
を箱館に留コンシユルの取次ふて日本政府
より任したる人と直しき時ふて夫の面談す
る

第三貨幣の製を變革と係事

日本政府ふて此事に就き必要として且日本と
通商せよ他の諸國でも取用ふべき變革と魯
西亞政府ふてハ兼列せんとを將魯西亞政
府を此事に就き合議を結局せん為め箱館に

留くコンシユルふ必要乃全權を與ふる帝國
魯西亞外國事務にニストル職大君殿下乃使
節とよふ裁せたる件々を決定したる信實を
證とふ為め魯西亞國の副カンセリール官名ル
スト爵名アレキサンデルコルチヤコフ人名と使節
と共ふ押印と別魯西亞副カンセリール官名魯
文に使節ハ日本文に各双方に蘭文武通を添
ゆ但蘭文を翻譯算係るもの押印は是を原
とを爲す

アレキサンデルニコラウイツチ殿下即位

の第八年即

千八百六十二年八月三十一日日本文久二年

戊八月十九日於比特堡

戊八月廿六日字國都府伯林於西

和蘭外國事務執改より差趣の書翰譯

千八百六十二年第九月十日於回瓜

去ル七月回瓜より足下出立の節千八百五十八年

の條約中の要事の旨を足下への趣意に和蘭國王

海舟書屋

殿下へ政府へ決答をすべき答あり

余今も是れを待たざるに足下も左件を報

告に

第一荷蘭政府を親睦の國に懇請し成丈に應

諾せんと望を抱き兵庫并小日本西海岸に

於けし港江戸大坂の府を開くは自條約も取

極め易事と直に取柄も為し日本政府に於

て容易の事とすべき不都合を察して其開くを

即今延引されずと承諾と然るも日本政府

於て條約中其他の規則と盡く萬く嚴重も取

仍ふ事を守ふ處より趣意を以てあり

第二荷蘭政府を日本國居留しコンシエール
子ラール小書を贈り貨幣改鑄及び其制度
ニ付成文々日本政府を助け其仕法よりより
荷蘭商民に有益と害せざるを小意を用ひ改
府と議せしむ

又其條變革し為メ是下より述き此切要ありと
不併々小付而も荷蘭政府於て此を所置せ
るに十分乃所據ありと思ふ能はれ余を去る
答是下し使任し主意と違はるふ十分ありと

海舟書屋

大君殿下の政府に請求小應しし事と信は

其他余今尊き日本使節を待遇を依事及び西
國親睦の端を益固くせん事を荷蘭政府小甚
快かりしと故更小是下小證を徂し恙なき歸
路を祈り是下小余の格別の恭敬を表は

ペファンデルマーセンワムブレフ

戊辰八月二日佛國都府巴里斯於而

和蘭外國事務執政より差越の書翰譯

千八百六十二年 第九月廿五日 スガラーフェニハーク

大君殿下使節閣下

文久二年八月廿八日別林より貴翰并別林在
留和蘭王使節より傳信概ふての報を得きり
右に當月十日の余に書言を加添せんと是下
り望尚望めふ由を述たり

右余ら返答の十分とせよ由をばて驚けり
○余之を詳小説明せんと欲し然る時冬足下も
亦和蘭政府常ふ日本政府を表せふ高表親睦乃
明徴と見且心を盡し絶へは兩國交際を成火厚

海舟書屋

くせん乃明白ふ証を知ろし

國中の各事平安を傷ふとなく外國人と國中
至く事より起き汝故障を深く小除く為の時日
本政府不得せし先んる為兵庫及び日本西岸
の港并江戸大阪府を開くを延引る汝乃望を
和蘭政府ふて承諾ふに至而も誠実な親
睦好意のゆゑと書あり

右乃理由を和蘭政府ふて善となく且請われふ
ふ延引を其意ふ應し當今許諾せり何となく
五年の後日本政府ふて故障なく開く為ノ已ふ

十分整ふべきや吾切實ふらさまハあり
故小右當今といハた語ニ請ひきたる五年ノ
期限より尚多くの時間を籠めり且右都港
を開くと今當今難事の起るべき懸念あり
も何頃小至れハ其懸念なく開く所記ヤを考
察と係り由ふ

第二小和系軍艦ハ極隙要し事外れれ日本
不開港中小至らざる旨を足下より請ひたり
此事小付而も日本政府ハ軍艦を送るに和蘭
政府是是延常不心を用心し取計たふふと余

海舟書屋

述さるを以て故小和蘭政府ハ右の如き請求を述け
る所以を知り且和蘭政府ニ自自力を以て右ノ
銀奉を生ずべきことを避くる

第三食料品不足の時日本より食料を輸出する制禁
止然るも日本支那の和蘭コンシエラール其下知
脚ニ随ひて廣文日本政府を援助し其生さる銀奉を
力を以て之を降くを助くへ且日本國中ニ食料不
乏は是事向らわコンシエラール此希有之時長
要用とすへは臨事ニ任法を設んるため日本政府を
扶くることを怠るべからず

余是下を二十分したる時如きの辨明を爲す
由て是下の望も十分ある返答を爲しりと思
へり是下巴里耶より出立し茶室下十分たりとい
ふ説を以て上常し余り目的ふして最便なる一を
和蘭し是下の未臨せりし由て好意永く後へさへ
し且是し由て本國政府に親睦並に好意の便へ以
て本國人民高貴繁昌するを吾れ事の續くとを希ふ余
新し恭敬する乃意を表す

アマンデルモーセンデウムブレフ

海舟書屋

左の書を素より外國人推想の言ふして信
を措つきふあらざるも亦當時外人の感情
如何を見ふは是より姑く爰に附記して他
山の石とるを願ふ

外國風聞書

今般西洋滞留中彼方書生に語或る開港の風
説等日本に事之源り候候と心を留意し
角日本に悪敷い申者十二七八二而公邊
に奉對恐多き事も不沙は得し筆記仕候候

相憚已前差出候既西小記中にて認入不申候
 唐尚彼方内情見ゆ、次第も候ハ、認出候振
 所内沙汰ニ付固より彼方政府ノ内情ニ極密
 ニ而可成知れも無以産唯道路ノ風説程ニ依
 小付実否如何可省以産裁義ノ候候録上仕
 候
 方今歐羅巴ニ而英佛魯フロイスヲ一ステ
 ニレキと五強國と唱其他イタリヤ和蘭テ
 子マルカ等皆文明ノ政事ニ而相互ニ條約を
 押立信義を以交至居申ル然共其政府々々ノ内

海舟書屋

情ニ相互ニ異心を授キ若交際ニ條理小背キ、
 信義を失ふの國あらハ猶豫なく討伐して其
 國と取らん事を望英魯ニ其志尤甚英佛ノ政
 府ニ而も英國を亡さん事を希望す不故小英
 國の過を見出し是をテ條ニ罪せんこゝ英國
 ノ佛小於ふも亦同振也魯も日本ニ而も信義
 の國に振ニ唱候時共日本支那等と取んと欲
 不乃内情も十分小して一度條約取極たる上
 是罪なき小其國を伐事能ハ以假合ハ魯ニ而
 小英ニ而も私小日本討人と云時佛米

至日本應援して其討伐の罪を正す一故小
各國と交を結ぶハ國の富強大小に拘らば只
信義を不失を以て主と以て今ホルトガルを
歐羅巴第一の貧國として軍艦なき國なきと
り條約を不背交ふ信義を以てす故小英
佛の如き強國迫方ありと以てとも不忠を
爲事不能迫未合衆國より英小使節を立其趣
意を亞米利加南北戦争の時南方を全く反謀
ふして米の爲に大賊たる事ハ世人皆知ふ
所あり英より南方に軍艦を遣はし應援せしむ

海舟書屋

不事信義を以て交る國の爲に事あり以て
て亞國より其罪を糾し莫大に過料を英國小
出さる人々若是を不出に於て今即刻英
國を討伐を爲し由を申向し當英國に而て免
角道人として暫時を押移し候時共終にハ過
料を出さぬ談判相決候由料科より買
教失念仕候英國に強
暴を以てとも理不度り條約を背き候時如
此に候故各國交を結ぶ一度信義を失ふ時を
一日も其國に難立は然る日本政府に外國人
對し條約を背き信義を失ふ事度々ありて加

之動も亦れと鎖港と談判とも及ぶ事故日
本政府今の如くして是を永續に覺束誠と薄氷
を添ふ姿ありと一般に風説と法彦候
巴理府滞留中同所學生等と相交り談判し未
に歐羅巴に而日本の風説如何哉少も忌憚り
し少候相尋候事右學生と説小日本を外
國人と交ふ事と悦びは唯歐羅巴の威勢と怖
き交りを為す故時々日本國民等を鎖港と説
を唱ふものあり且政府に而も屬く條約を違
へ處を以外國人との交ふ故と世界相當く交ふ

處まり然も共日本も兵を不向ともと日本を
凡今を去事或百年已前ホルトガル人九州小
来り乱妨したる事あるにりり即刻打拂其後
鎖港して只和蘭支那人も長崎通商と許さ乃
み嘉永年中亞米利加人渡来してりり諸歐羅巴
人も條約を結いたる事十年も過ぎ故小島宇
内之形勢を知らは所謂井中の蛙あり方今間
く日本討伐し候事あるも各國乃人民未だ日
本に開港さす故如斯く是を討て不仁あり
不義ありとして寛恕し一致して若歐羅巴諸

國の内小日本政府に爲る如き所置ありてハ決
して猶豫せしむる各國申合せ討伐を以て迫来
も既に英のニコストル官より日本討伐に俄
を申出し事ととも未諸國一定に返答なく多
分日本討伐に俄に此儘にて押移るべしと乃
風波也事實に極む場合に至りたるハ日本も
速に富國強兵の政を以て各國と交渉し信義
を以て條約を背らすべし極む之を以て實に危き
時勢ありと諸國申候
亞米利加乃ジョンソンに申者小巴理府に而

逢し時同人の語小英吉利佛蘭西乃兩國頗る
日本に取らん事を希望する摸振あり又故小
今薩州に幕府討伐の企を爲し以てはとも英國
人を不知解し而隱し密々事を計り薩人等も
英國に至り諸器械及軍艦を求或は諸學術採
傭習するも懇切に取扱して又故幕府にハ何
に汝汰も不致又幕府にも懇切に交し此節於
横濱日本より海陸に軍傭習を頼む候に英佛
相争傭習せん事と望見する人小物を教る小争
て教ふる理あり是英佛日本に及ぶけ終我

有とふ人との遠望あり又今幕府と薩と乃
間小事あらハ其勝負の懐極ニ憂心と勝利の
方ニ應援を一一と語を申候

亞米利加のビールと申者ニ出會共語ふ元日
かニ性質銳敏にして物毎小合点とふ事速か
里又國民等隨分貿易をる可とハ好めとも改
府ニ而も各國貿易と不好ふとハ外國人ノ申
向あまとも左ハ所らも元字内の人民怒心不
き者あらハ皆金銀と商人事を改ふ所と人情
あり金銀を商人と欲されハ貿易と為る可と

以知ふ小日本人鎖港ノ説を唱へ或は外國人
を殺害と傳事あり此事實を考るに全く外國
人ノ惡むとあらハ是と幕府ノ怒あら者政府
以て迷惑せしむる為あらん若外國人を殺
害する時を政府より莫大の過料を出さし於
事と傳しして終ふ幕府疲弊して日本諸大
名共指揮とふ事能ハさふ乃地り至らむる
乃何れが危し左ふくく外國人を嫌のより
して斯屬々外國人を殺害とふかと今日本人
を世界中の尤愚痴ある者也其故と幾千万乃

外國人を五人十人殺害し多ふとて其人種乃
盡つきり又外國人の其勇氣之恐怖して再ひ
日本に仍出づ可為との存念もや何事も可
笑事ありと諸君申候

佛蘭西のシヤリと中者乃語小日本を實世界
小卓越し土地富饒よして諸産物も莫太か
然る小まゝ富國強兵の場小至らざるを全く
其國政の宜しからざる故也其政事何事小よ
りは地老中の意より出づ万民の心服をふと
せざるに拘るを所置とふし而して人を用

ふに門地を以て人我を率るは一度人材
を養用と以てても重役乃意小背く時を忽ち
廢して再用ふ事なく故小下小人材多く上り
を愚蒙の人多し是其國乃一致せず所以不
可まゝ外國に接ふも諸談判の時理小迫る時
を當症遊走の返答も及後日其未を押尋ね時
ハ前日乃説を齟齬多るに至る大困して終
小國の費とるに古より貿易せさ
ふふは故貿易小暗く商人等今日の利益を
争て吾さへ利益あるを他人と後年乃事をも

思ハさるる故小日本國中許多の損失とあり
 終之を我身の利徳も遂に極り成行も不心付
 西洋亦て之知年より高買學校小入る高買の
 學問を以て之日本亦て之町人乃子弟を教
 ふく只算用と習を誓古して目前の利を得る
 事を知れず之れを日本に於て商人致賤む
 と甚しく且日本商人の學問を為す事疎き故小
 城むの理もあふべきれとも士官乃其位にあり
 きて其任を失ふに比其是ハ町人の今日此活
 計小困せ且他の助多に受ふ所を見まき又士

海舟書屋

官亦芳らるる事あり然るとも日本を素より
 の風習にして士を庶食廉服して其家貧乏且
 其人材亦いと以へとも是を十分として高買
 を後む者多し今日本をして富國強兵小至ら
 しめんと欲せハ産物を用き巧者之高買欲を
 不に非是を不能且商人とも高買之関る學問
 を為さし先政府亦ても貿易之心を用て諸産
 物と輸出しる金銀と得其金銀と以て兵器
 備ふ亦あらしむれハ強兵たる事と得ハ
 後と申候

英吉利のニユートンニ申者の語小方今世界
乃換ねを見るに國を治る民欲懷する事の容
易なるハ日本亦如くふ一日本を數百年來昌
平打續下ふある者より高貴の位にある者を
見て冬賢愚に拘らば尊敬する事甚し故小高
貴の人其臣下冬勿論町人百姓等ニ些少の物
を給ふ時冬喜悦して親族朋友打寄相祝し其
品或終身の重宝とるに如斯なる故小今上に
仁を施し公乃改と為時冬國中忽ち一致して
國民等其恩を報人事と競ふ故小亦亦ハ又

掌を及ば如くある處し若歐羅巴亦く日本乃
如く平人を國帝を作り見ゆ事或許に宰相
重役の通好こそ人を拂ひ退く事等の事と為
さハ忽人氣沸騰し不日ふして其國亡ふ處し
故小國帝より人民を取扱ふ事至て親切あり
既ニ昨丑年佛蘭西國中コレラ病流行し節國
帝自から病院ふ入り病者の安否と懇々尋問
を不事英國と同ねある故小佛國の民冬日々
佛帝の恩澤を仰ぎ英王乃民冬又女王乃恩澤
を忘る者あり蓋し日本と歐羅巴とは古より

其政事風習異ふるに依てありと申候

巴理府滞留中薩州人石垣鏡之助 本名新納甚大身
由北度末居に

内之 関研藏 本名五代也助此者ハ長崎ニ而親交り候外
三人名前失念仕り候上三人ハ役人ト云酒造

致し居事生十六人薩州人松合廿九人又外ニ長崎人八人土州人武

人英上末居に何事も遊学生ニ此症ハ併而會ハ訪他心下三人延

之症此三人ハ英を中旅館として併第西寺 等ニ兩三度致

面會談話し序何故事を公ふして渡海不致哉と

私私小渡海を志ハ公邊より異心を校てて乃事

致と疑念の、取間敷ともあらはと申候時五

代云今日本乃事情薄氷を踏ら如くふくく一

日も固循しかく幕府ニ而速小憤案一歐羅

海舟書屋

巴各國乃交り同根ニ相成候時と豈幕乃臣下

たふ薩より許多の金銀と費しかく労を尽し

我然るに依然とる幕乃固循深く歎きる乃余

里物入も不厭渡海致さハ日本國中の為りし

て日本の為ハ別幕乃為らばや只々日本國

中の歐羅巴ニ若らざるに候ふとの寸志より

敢而幕府に異心を校む事こと毛頭無之候時

共ヶ根に事幕に申立候而も決而開濟ニ可成

勢ニ無之若當り日本乃危急を維持の為小渡

海より也と申候間私より貴君久敷此地に遊

い固より波濤の并昔日より又一步進ありて
申は治之五代より左に非ざるは是又知ひ申
候

歸帆に節船中ふて乗合に諸西洋人等の唱に今
英吉利より薩州へ心をよせ薩と幕と乃同小
事何らん事を希望に候換にあり故に馳動し
て薩人を懇ふに扱ふ事幕府に使節よりも丁
寧外に丑年も島津三郎次男馳動に渡海候由
依而歐羅巴の風聞に薩州ハ却て幕府より
權ありて不遠内日本國中を薩の省と可成ふ

海舟書屋

こゝに申唱ふ事とも此儀を波而仍きさふ事あり
と心あふ人を疾く知まり英の幕薩乃同より
あ段を待た幕府を疲弊せしめて終ふハ日本
乃諸港と英の有とせんとの事あるへくと
より乃治之は薩候

右に外諸人の説話開港の風聞等日本の事
小係りの事件前文に大同小異別小録上仕候
程に事義り不申候

慶應二寅二月下旬

東肥藩生寫

開國起原卷二十五

海舟書屋

十四

